

事業者の
みなさまへ



早期準備が
大切です！

ご存じですか？ 2026年1月1日から 「下請法」は「取適法」へ！

トリテキ



令和8年1月1日から、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が施行され、同日から現在の下請法は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（通称「取適法」）に変わります。

改正の 背景・ 趣旨

- ・物価上昇を上回る賃上げを実現するためには、**事業者が賃上げの原資をしっかりと確保できるよう、サプライチェーン全体で適正な価格転嫁を進めることが重要です**
- ・価格転嫁を阻害し、**受注者に不当な負担を押し付ける商慣習を是正し、取引環境の改善を図る**ため、下請法の改正が行われました！

法律の題名・用語の変更

- ・下請事業者・親事業者 → **中小受託事業者・委託事業者**
- ・下請代金 → **製造委託等代金**

新しく、
こんなに
変わる！



協議に応じない一方的な代金決定の禁止

- ・代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明または情報の提供をしないことによる、**一方的な代金の額の決定を禁止**。

手形払等の禁止・支払期間の短縮

- ・**手形払を禁止**。また、支払期日までに代金相当額（満額）を得ることが困難な支払い手段を併せて禁止。（現金受領までの期間を120日から60日に短縮）
- ・**商品等の受領日から60日以内に支払期日の設定**。
検査をするかどうかを問わず、発注した**物品等を受領した日から起算して60日以内**のできる限り短い期間内で、製造委託等代金の支払期日を定める。（支払期日起算日：×締め日、○商品受領日）。

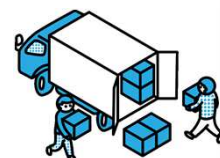


従業員基準の追加

- ・現行の資本金基準に加えて、**従業員300人（情報成果物作成、役務提供は100人※）**の区分を新設。※（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く）

対象取引に「特定運送委託」を追加

- ・適用対象となる取引に、**発荷主が取引の相手方に対する物品の運送を運送事業者へ委託する取引**が追加。



振込手数料を負担させることの禁止

- ・中小受託事業者の**合意の有無にかかわらず、振込手数料を中小受託事業者へ負担させ、製造委託等代金から差し引くことを禁止**。（「代金の減額」に該当）。



お問い合わせ先

秋田商工会議所 経営支援部 経営支援課
☎ 018-866-6677

詳細は
こちらから！

公正取引委員会 中小企業庁

